企業建設委員会資料

平成 31 年 4 月 25 日

報告

「神戸市交通局職員の労働組合の活動における職務専念義務違反に関する調査委員会による最終報告について」

企業建設委員会資料 平成 31 年 4 月 25 日 交 通 局

神戸市交通局職員の労働組合の活動における職務専念義務違反に関する 調査委員会による最終報告について(報告)

神戸市交通局職員の労働組合の活動における職務専念義務違反に関する調査委員会より、以下のとおり最終報告書が提出されましたので、報告します。

1. 提出日

平成 31 年 3 月 27 日

2. 最終報告書

P. 2~P. 5のとおり

3. 調査結果

職務専念義務の違反の有無について

最終報告書

平成31年3月27日

神戸市交通事業管理者 岸田泰幸 殿

神戸市交通局職員の労働組合の活動における

職務専念義務違反に関する調査委員会

委員長 弁護士 鈴 木 尉

副委員長 弁護士 友 廣 隆

委 員 弁護士 中 村

委 員 弁護士 若 本 修

委 員 弁護士 向 井 大

第1 はじめに

本最終報告書においては、当委員会による神戸交通労働組合(以下、「組合」という。)に関する職務専念義務違反の有無又はその調査の過程で判明した違法若しくは著しく不当な事案の有無について、平成30年11月22日付け進捗状況報告書及び平成31年1月31日付け中間報告書に加えて、調査を尽くした結果を報告する。

第2 職務専念義務の違反の有無について

当委員会においては、組合役員及びその上司について、職務専念義務の免除を受けないままの職場離脱(いわゆるヤミ専従)があるかどうかにつき、直接事情聴取した(詳細は、別紙「事情聴取一覧表」のとおり)。

事情聴取の結果、上記組合役員本人らからはもちろん、その上司から も、聴取対象者全員から、過去に職務専念義務の免除を受けないままの 職場離脱(いわゆるヤミ専従)をしたり、身近に見聞したりしたことは ないとの供述が得られた。

以上のことから、当委員会は、平成25年度から平成30年度までの間、調査対象である神戸交通労働組合の本部・支部の組合役員について、職務専念義務の免除を受けないままの職場離脱(いわゆるヤミ専従)は、存在しなかったものと事実認定する。

以上

添 付 資 料

※添付省略

1	氏からの事情聴取録
2	氏からの事情聴取録
3	氏からの事情聴取録
4	氏からの事情聴取録
5	氏からの事情聴取録
6	氏からの事情聴取録
7	氏からの事情聴取録
8	氏からの事情聴取録
9	氏からの事情聴取録

10	氏からの事情聴取録
11	氏からの事情聴取録
12	[氏からの事情聴取録
13	氏からの事情聴取録
14	氏からの事情聴取録
15	氏からの事情聴取録

以上

	事情聴取一覧表					
No.	所属課・団体	対象者(敬称略)	備考			
1			書記長			
2			書記次長			
3			課長			
4			元交通局職員課長			
5			元交通局局長			
6			元交通労組副執行委員長			
7			執行委員長			
8			の上位者			
9			副執行委員長			
10			の上位者			
11			車両支部長			
12			元副執行委員長			
13			の上位者			
14			会計			
15			石屋川自動車支部長			
16			の上位者			
17			中央自動車支部長			
18			垂水自動車支部長			
19			の上位者			
20			元高速常務支部長			
21			の上位者			
22			高速常務支部長			
23			高速駅務支部長			
24			の上位者			
25			元車両支部長			
26		The second secon	の上位者			
27			車両支部長			
28			元高速技術支部長			
29			の上位者			
30		3	元本局支部長			
31			の上位者			